

2023 · 1 · 30

教團七十年紀

調査尽くし厳正対処を

世界平和統一家庭連合（日統一教会）の信者間の養子縁組をめぐり、厚生労働省が教団と法令順守を徹底するよう行政指導をした。信者が出版物などを通じて内容を適切なものに改める以前

行政指導は昨年12月に続かず、
廃止となる。今回は、これまでの
調査や当事者への聞き取りを踏まえ、
具体的な問題点を指摘した。信者間の妻子縁組の実態を
や法令違反があったかどうかに
ついては、捜査当局にも情報を
提供し、調査を続けていくことと
う。

日本が批准する子のもの権利
条約や児童福祉法では、子のものは
は父母に養育されることが前提な
で、養子縁組は、実親による養
育が困難または不適当な場合な
どに、子どもの最善の利益のた
めに検討すべきものとされてい
る。組織や教義のために行うと
いったことは到底許されない。

また、18年に施行された養子縁組あつせん法で、あつせん事業は都道府県知事の許可制となつた。無許可の場合懲役1年以下の罰則がある。教団はこの許可を受けていない。

一方で、教団は合同結婚式で

結ばれた信者夫婦の子どもを「祝福の世」「神の子」などと呼び、子どもが複数いる信者がいすむがいない信者への蔑字

縁組を推進して来た。1981年以降、信者間で745件の養子縁組があり、このうち31件があつせん法施行後とされる。教団は、養子縁組はあくまで福音宣教の一形態であることを説明する。

信者同士が行なっていると認めていた。だが、厚労省は今回、信者向けの出版物に「子どもに恵まれない家庭のために養子を挿げる」とは美しい伝統」「子宝の恵みを受けた家庭は、子女の授からない家庭にも分かち合う責任」などの記述があることを見題視し、改善を求めた。

また、信者同士が同意した後であつても、義理組が田舎に進むまいと話をしたり、金銭の授受がないでも一定の目的をもつて反復継続的に行つたいたりすれば、あつせん事業に該当するとも指摘している。

教団は指摘を真摯に受け止めなければならぬ。わがなる実態の解明にも誠実に協力するべ

「育てられたのに捨てるなら、いつも産まないでほしかった」「何が悪くてひとりだけ捨てられたのかと考えてしまう」。厚労省には、養子になつた当事者から切実な訴えが寄せ

アーネスト。

子どもの人権にかかわる重大な疑惑でありながら、メディアを含めた社会の関心や行政の田中が長年届いていなかつたのは、極めて深刻な事態だ。調査を尽くして全容解明を急ぎ、歴正に対処しなければならない。